

必要書類一覧（令和5・6年度申請用）

○建設工事（福島県外に主たる営業所を有するもの）

No.	様式	書類名	提出数
1	第1号	建設工事等入札参加資格審査申請書 (申請書裏面様式含む)	1
2	第1号 の2	【該当者のみ】 社会保険加入状況申告書 経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書により社会保険に加入していることが確認できない場合に提出 (加入義務がない場合を含む。)	1
3		経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書の写し ※通知書を申請しているものについては、総合評定値請求書類の写し	1
4	第2号 その2	工事経歴書	1
5	別紙	完成工事高集計表	1
6	別紙	対応表 No.1【平均完成工事高】 対応表 No.2【平均元請完成工事高】	1
7	別紙	建設業許可通知書の写し 委任先を設ける場合は、委任先の営業所の建設業許可状況がわかる書類の写し	1
8	第3号 その1	技術者経歴書	1
9	第4号 その1	【該当者のみ】 営業所及び委任関係一覧表	1
10	別紙	【該当者のみ】 委任状兼使用印鑑届	1
11		【該当者のみ】 法人（個人）県民税、事業税及び自動車税の納税証明書 の写し	1
12		消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）	1

※ 各様式は、福島県に準じておりますので、県のHPからダウンロードしてご利用ください。

提出にあたっての注意事項

1から12までを番号順にA4判ファイル(紙製に限る。色の指定なし。)に綴り、背表紙には申請者名を記入すること。

## 添付書類に関する注意事項

### 2 社会保険加入状況申告書

経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書により、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していることが確認できない場合に提出する。（加入義務がない場合も含む。）

### 3 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）

審査基準日の直前営業年度に係る通知書を提出すること。

#### 1 1 法人（個人）県民税、事業税及び自動車税納税証明書

① 「納税証明書」は、申請日から遡って3ヶ月以内に課税地を所轄する福島県各地方振興局県税部で発行されたものとする。

例：福島市に営業所がある場合 県北地方振興局県税部（県庁東分庁舎内）

② 証明事項は、法人（個人）県民税、法人（個人）事業税と自動車税とする。審査基準日の直前1年間における、福島県に納付し、又は納付すべき額として確認したものとする。

※ 委任先となっているかどうかに係わらず、福島県内に営業所等がなく、福島県に納めるべき税金が発生しない場合は提出不要です。

※ 自動車税についてリース車等により課税の対象とならない場合は、「課税なし」の証明を受けてください。

#### 1 2 消費税及び地方消費税納税証明書

① 「納税証明書」は、申請日から遡って3ヶ月以内に申請者の主たる営業所所在地を所轄する税務署で発行されたものとする。

ただし、審査基準日直前営業年度の経営事項審査を申請した時に添付した納税証明書で未納がないことを確認できる場合は、その写しを使用することができる。

② 証明事項は、消費税及び地方消費税とする。

審査基準日の直前1年間における、納付し又は納付すべき額として確定したものとする。

③ 納税証明書の様式は、税額の証明書（その1）又は未納がないことの証明（その3、その3の2、その3の3）とする。

○ 各様式の記入上の注意を確認してください。

○ 受付した申請書の控え等をご希望の場合は、申請書の写しと返信用封筒（切手貼付）をご用意ください。申請書の写しに受付印を押してお返しいたします。